

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき、銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループを次のように定める。

平成二十九年 月 日

金融庁長官 森 信親

銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループ

銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき、再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループは、次に掲げる銀行持株会社がそれぞれ属する銀行持株会社グループとする。

- 一 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
- 二 株式会社みずほフィナンシャルグループ

三 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

四 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

附 則

この告示は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行の日（平成二十九年 月 日）から適用する。